

## 新発田市商工観光団体支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における人の交流を促し、にぎわいの創出、商工観光の活性化を図ることを目的として事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において新発田市商工観光団体支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる事業で、市内で開催され、かつ前条の趣旨に対する具体的な効果や成果が期待できる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治的または宗教的な事業
- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- (4) 他の制度による補助金の交付を受ける事業
- (5) その他公序良俗に反する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内の事業者又は個人等で構成される団体で、前条に定める補助事業を実施するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 団体を構成する事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの。
- (2) 暴力団及び暴力団員が事業者の経営に実質的に関与しているもの。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施した場合の経費であって、別表第2に掲げる経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費については対象としない。

- (1) 事業の実施に関わらず経常的に発生する経費
- (2) 証拠資料等で支払い金額が確認できない経費

- (3) 飲食及び接待等に係る経費
- (4) 事業の実施に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費
- (5) 交付決定以前に発生、又は事業実施年度内に支払が完了しない経費
- (6) 上記のほか、社会通念上不適切と認められる経費

(補助率及び額)

第5条 この補助金の交付額及び上限額は別表1に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新発田市商工観光団体支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式の2）
- (3) 補助対象経費の金額が確認できる資料（見積書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付申請は、1団体につき同一年度1回に限るものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査のうえ、新発田市商工観光団体支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は新発田市商工観光団体支援補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）が、やむを得ない事情により補助事業の内容を変更しようとするときは、新発田市商工観光団体支援事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項により、変更を承認したときは、新発田市商工観光団体支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助事業者に通ずるものとする。

(取消申請)

第9条 補助事業者が、補助事業を中止するなどの理由により申請を取り消すときは、遅滞なく新発田市商工観光団体支援補助金取消申請書（別記第7号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項により、取り消しを承認したときは、新発田市商工観光団体支援補助金取消承認通知書（別記第8号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は翌年度4月30日のいずれか早い期日までに、新発田市商工観光団体支援補助金実績報告書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第10号様式の2）

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による書類の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第11号様式により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払い)

第12条 市長は、補助事業者の申出により、補助事業の内容上特に必要と認めるときは、事業終了前に補助金を支払うことができるものとする。

(取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。